



## 審議会委員選挙特集号

### 審議会委員選挙のお知らせ

平成 19 年 1 月 12 日をもって、第 2 回審議会委員選挙で選出された委員の方々の五年間の任期が満了を迎えることになりました。

ついては、新たに審議会委員を選出するため、投票日を平成 18 年 12 月 17 日(日)と定め、審議会委員選挙を行います。

現委員のみなさま方には、土地区画整理評価員の選任、仮換地の指定等の審議にご尽力をいただき、その結果、当事業も順次仮換地指定を行ない、現在仮換地指定率も約 65%まで進捗することができました。

審議会委員の選挙は、地権者の皆さん一人ひとりの意見を反映する大切な機会ですので、責任をもって選挙に参加していただきますようお願いいたします。



### ～ 土地区画整理審議会とは ～

寒川駅北口地区土地区画整理事業のように地方公共団体が土地区画整理事業を施行する場合、土地区画整理法第 56 条の規定により「土地区画整理審議会」を設置することが定められています。

その目的は、換地計画、仮換地の指定等のように関係権利者に利害関係のある処分を行う際、権利者の意見を反映させること、また事業が民主的に遂行されることがあります。

業務の内容としては、町が作成し諮問する事項について審議、答申を行ないます。

審議会委員の任期は 5 年で、定数については、土地区画整理法の政令で区画整理施行面積が 50ha 未満の場合は 10 名となっており、その内訳は町の条例で学識経験者 2 名、選挙による委員 8 名で構成されます。

選挙による委員のうち所有権者の定数と借地権者の定数は、権利者の数に応じて決定されます。

**平成 18 年 12 月 17 日(日)は**

**茅ヶ崎都市計画事業**

**寒川駅北口地区土地区画整理事業**

**の審議会委員選挙の投票日です。**

## 選挙権・被選挙権は？

審議会委員選挙の選挙権及び被選挙権を有する人は、平成 18 年 10 月 10 日現在、寒川駅北口地区土地区画整理事業施行区域内の土地所有者と借地権者の方々です。

審議会委員の候補者となるには、「茅ヶ崎都市計画事業寒川駅北口地区土地区画整理事業施行条例」の規定により、自ら届出をする場合と、推薦による場合とがあります。

なお、未成年者、成年被後見人、禁固以上の刑に処せられ、その執行を受ける事がなくなるまでの者は、審議委員の候補者となることはできません。

## 共有の場合は？

施行区域内の土地を共有でお持ちの方と借地権を共有で有する方で、未だ届出をされていない方については、代表者選任通知書を提出してください。

審議会委員選挙では、共有で 1 人の選挙権・被選挙権しか与えられません。代表者選任通知書の提出がないと誰にも選挙権・被選挙権がなくなりますのでご注意ください。

なお、代表者選任通知書は、共有者全員の署名及び捺印をし、更には共有者全員の「印鑑証明書」を添付して、平成 18 年 10 月 19 日までに町へ提出してください。

前回の選挙までに代表者選任通知書を提出された方については、今回、届出の必要はありません。

## 借地権の申告

借地権を登記されている方や前回までの選挙の際に既に借地権の申告をされた方については、今回の申告はしなくても選挙権・被選挙権が得られます。

未登記の借地権を有する方も平成 18 年 10 月 9 日までに借地権申告書を町に提出すると、借地権者として選挙権・被選挙権が得られます。

ただし、土地区画整理審議会委員選挙に伴い、選挙人名簿を確定するため、平成 18 年 10 月 10 日から平成 18 年 10 月 17 日までは、借地権申告の受理を停止しますので、ご了承ください。

なお、平成 18 年 10 月 18 日以降は、従前どおりに申告を受理しますが、今回の審議会選挙については、選挙権・被選挙権はありません。

## 審議会委員選挙日程

選挙期日の公告	平成 18 年 9 月 20 日
選挙人名簿作成基準日	平成 18 年 10 月 10 日
借地権申告の停止	平成 18 年 10 月 10 日から 10 月 17 日まで
選挙人名簿の縦覧	平成 18 年 10 月 20 日から 11 月 2 日まで
所有者・借地権者の選挙 すべき委員の数の公告	平成 18 年 11 月 17 日
立候補届・推薦届期間	平成 18 年 11 月 17 日から 11 月 26 日まで
投票場・投票時間 開票日時公告	平成 18 年 12 月 8 日
選挙期日 (投票時間は午前 7 時から午後 6 時まで)	平成 18 年 12 月 17 日
当選人の公告	平成 18 年 12 月 18 日

選挙期日の公告の日から起算して 20 日を経過した日現在で、選挙人名簿を作成し、2 週間の縦覧を行ないます。

縦覧が終了しますと 11 月 17 日に選挙人名簿が確定し、その日に所有者または借地権者から選挙すべきそれぞれの委員の数を公告します。

公告日の 11 月 17 日から 11 月 26 日までに立候補届・推薦届を受付けます。

(立候補届には住民票抄本 1 通、推薦届は住民票抄本 1 通と候補者の承諾書が必要です。

立候補者が定数を超えない場合は、選挙は実施しません。

## お問合せ

〒253-0105

神奈川県高座郡寒川町岡田 1054 番地

寒川町役場 建設部 寒川駅周辺整備事務所

0467-75-1570(直通)